

## 児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当

### 児童扶養手当

**受給資格**  
 父母の離婚などにより父(母)と生計をともにしていない児童(18歳未満)の母(父)、または父(母)が身体などに重度の障がいがある児童の母(父)あるいは父母にかわってその児童を養育している方に対し、児童の健全やかな成長を願って支給される手当です。

※平成26年12月1日より公的年金を受給している父母または養育者も児童扶養手当の対象となります。

※父(母)または養育者が日本国内に住所を有しない場合は、手当は支給されません。

### 手当の額(月額)

- 全部支給 43160円
- 一部支給 43150円
- 10180円
- 児童2人以上の加算額 5100円
- 10180円
- 児童3人目からの加算額 3060円
- 6100円

### 特別障害者手当

#### 受給資格

身体または精神に著しく重度の障がいがあるため、日常生活で常時特別な介護を必要とする20歳以上の方。 ※対象者が次の事項に該当する場合は、手当は支給されません。

- ・社会福祉施設等に入所している方
- ・病院に継続して3か月を超えて入院している方

※原爆介護手当を受給している方には、特別障害者手当を調整して支給します。

手当の額(月額) 27350円

### 障害児福祉手当

#### 受給資格

身体または精神に著しく重度の障がいがあるため、日常生活で常時特別な介護を必要とする20歳未満の児童。 ※対象児童が次の事項に該当する場合は、手当は支給されません。

- ・障がい事由とする公的年金を受けられる場合
- ・児童福祉施設等に入所している場合

手当の額(月額) 14880円

### 特別児童扶養手当

#### 受給資格

身体・知的・精神に一定の障がいがある20歳未満の児童を養育している父母または養育者。 ※対象児童が次の事項に該当する場合は、手当は支給されません。

- ・障がい事由とする公的年金を受けられる場合
- ・児童福祉施設等に入所している場合

### 手当の額(月額)

- 1級 52500円
- 2級 34970円

今回紹介した手当制度の受給資格には、該当する障がいの程度に基準があり、所得制限等が定められています。

受給資格に該当すると思われる場合は、申請される前に一度ご相談ください。

### ■問合せ

福祉事務所障がい福祉担当  
 電話72・1773

## 計量器定期検査

取引や証明を目的として使用する計量器(はかり等)は、2年に1回、県が行う定期検査を受けることが使用者に義務づけられています。取引等で計量器を使用される場合は、必ずいずれかの会場で検査を受けてください。

※初めて検査を受ける場合は、下記担当課までご連絡ください。  
 所持品：計量器、印鑑、検査手数料(現金又は島根県収入証紙)

月日	時間	検査場所
6月29日(月)	10時30分～11時30分	赤名農林会館
	13時～13時30分	谷高齢者コミュニティセンター
	14時～15時	来島基幹集落センター
6月30日(火)	10時30分～11時30分	さつき会館
	13時～15時	飯南町保健福祉センター

※詳細は、町ホームページで確認してください。

### ■問合せ

産業振興課 商工振興担当  
 電話76・2214

## 新産業創出支援事業

新たな産業創出から雇用の維持・拡大を図るため、町内で新事業展開や新商品開発等を行う団体等に対し、事業に必要な経費を補助します。

●対象 町内の中小企業、NPO法人、町商工会員等

### ●対象事業

- ①雇用創出(ハード事業) 補助率2分の1
- 補助金上限500万円
- ※ハード事業の必須条件：融資による借入2分の1以上

### ②新商品開発・販路開拓等

(ソフト事業)：定額50万円

### ●締切り 6月29日(月)

### ●決定方法

7月上旬開催予定の審査会(新型コロナウイルスの影響で審査会が開催できない場合は、書面審査)  
 ※詳細は、町ホームページで確認してください。

### ■問合せ

産業振興課 商工振興担当  
 電話76・2214

## ご出産おめでとうございます

5/8金

出産祝金の目録を贈呈しました。  
 ●藤原大志さん・梨乃さん(稜斗さん)  
 ●高野学さん・佳子さん(華瑠さん)

今年度から出産祝金の対象を第1子から拡充しています。令和2年4月2日～令和7年4月1日の間に生まれた子を養育している保護者に贈ります。

### 内容

第1子と第2子 10万円  
 第3子以降 50万円

### ■問合せ

住民課 電話76・2213



## 民間住宅の耐震診断・耐震改修費を助成しています

### 耐震診断

●対象 町内にある木造住宅で①と②に該当する住宅

①所有者が自ら居住している二戸建ての住宅または併用住宅

②昭和56年5月31日以前に工事着手した住宅

●助成額 診断に必要な費用の3分の2以内の額(千円未満切捨て)上限6万円

### 耐震改修

#### ●対象者

次の①～③に該当する住宅を所有し、自ら居住している人

①町内にある二戸建てまたは併用の木造住宅

②昭和56年5月31日以前に工事着手した住宅

③耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と判定された住宅

●助成額 耐震改修工事に必要な費用の23%以内の額(千円未満切捨て)1棟あたり上限80万円

※注意事項 事前着手は認めていません。申請する場合は必ず事前に相談してください。

### ■問合せ

建設課 電話76・3942

- ①袋にはきちんと名前を書く
  - ②生ごみの水をしつかり切る
  - ③新聞紙とチラシ等を分別する
  - ④ごみ袋の重量は10kg以内
- 前年度のごみの出し方間違いを集計したところ、間違い件数は年々増加しています。(H30：273件、H29：116件、H28：186件)
- ごみの出し方は、再度「ごみの分け方・出し方」をご確認ください。  
 (より詳細な分別は雲南市・飯南町事務組合HPで検索できます)

収集できない理由	件数
氏名の記載なし	22
直接持ち込みが必要	42
袋の間違い	45
ごみの出し方の間違い	111
ごみ袋を2重にしている	16
容量を超えている	31
生ごみの水切不十分	13
その他	18
合計	298

(H31.4～R2.3)

### ■問合せ

いいしクリーンセンター  
 電話72・9217  
 住民課 電話76・2213